

今回の数字

1000円

6月から住民税が増えます 東日本大震災の復興増税の一環

東日本大震災の復興増税の一環として、個人が納める住民税が6月から増えることになります。金額は年間「1000円」、今後10年間続きます。復興増税では、既に所得税が2013年1月から25年間にわたり、2.1%引き上げられています。そして4月に消費税の引き上げられましたから、家計の税負担がまた少し増えることになります。

住民税は、県や市町が行政サービスを提供するために必要となる経費を、広く住民が分担するという性格の税で、「県民税」と「市町民税」があります。その年の1月1日現在、市、町に住所がある人に対して課されます。住民税の計算では、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」があり、県民税も市町民税も、同じような性格の税なので、納税者の便宜と徴税コストの節約のため、市町が一括して徴収を行っています。

増税額1000円の内訳ですが、県民税の均等割分500円、市町民税の均等割分500円です。例えば金沢市の場合は、右上の図のように、県民税が1500円から2000円に、市民税が3000円から3500円に、合計で4500円から5500円に増えることになります。なお県民税均等割の税額には「いしかわ森林環境税」500円分が含まれています。

住民税額の決定から納付までの流れを説明すると、サラリーマンの場合は、1月～3月に勤め先の会社から市町の役場へ給与支払報告書が送られ、4月～5月に納税額が決定し、市町役場から会社へ決定通知書・納付書が送られて、6月から翌年5月にかけて原則、毎月の給与から天引きさ

金沢市の場合

(特例期間:平成26～35年度分までの10年間)

均等割	現行 (平成25年度分)	改正後 (平成26年度分)
市民税	3000円	3500円
県民税	1500円	2000円
合計	4500円	5500円

れます。一方、個人事業主や無職の人の場合は、2月～3月の確定申告を行う際に、申告書の住民税に関する項目を記入し、4月～5月に納税額が決定したら、市町役場から個人へ決定通知書・納付書が送られて、6月から翌年5月にかけて一括、または年4回に分けて納付します。

では今回の住民税の復興増税は、なぜ徴収されるのでしょうか。目的は、市、町の学校の耐震化や避難路の整備といった防災工事をやる費用に充てるためです。

ところで、「日本国憲法第30条」には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と書かれています。税は、およそ1770年もの昔、卑弥呼の時代からあって、当時は食べ物で納めていました。その後明治時代になって、税を貨幣で納めるようになりました。福沢諭吉の「学問のすすめ」には「税金とは、国民と国との約束である」と書かれています。約束であるならば、税金の使いみちに関心を持つことも納税者として重要です。

暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスプランナー



高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00～19:00 ●土日/10:00～17:00